

# 自転車の基礎知識

## 第4号 ～自転車の通行方法③（歩道の通行）～

平成26年5月30日

福岡県警察本部

交通企画課

自転車は「車両」ですので、**車道通行が原則**ですが、例外として、歩道を通行することができます。その場合は、歩行者の通行を妨げることのないよう十分注意してください。

### 歩道を通行できる場合（法第63条の4第1項）

1 道路標識や道路標示によって、普通自転車が歩道を通行できるとされているとき

道路標識



道路標示



2 普通自転車の運転者が

- ・ 児童・幼児（13歳未満）
- ・ 70歳以上の高齢者
- ・ 車道通行に支障がある身体障害者であるとき（令第26条）



3 車道又は交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき



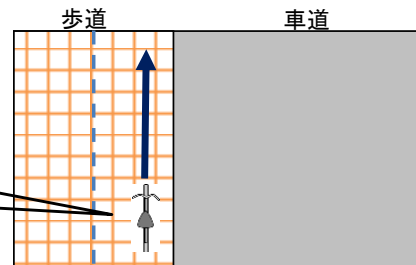
※ やむを得ないと認められるときの例示（交通の方法に関する教則）

- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合
- 著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合

### 歩道の通行方法（法第63条の4第2項）

1 普通自転車通行指定部分がない場合は、**歩道の中央から車道寄りの部分を徐行**して進行しなければならない。

歩道の中央から車道寄りの部分を徐行

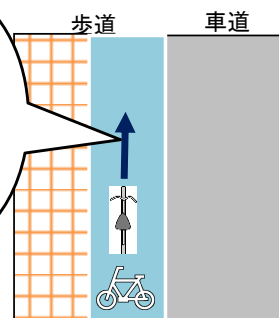


※ 徐行とは（法第2条第1項第20号）車両等が直ちに停止することができるような速度で進行すること

2 道路標示により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（**普通自転車通行指定部分**）があるときは、その部分を**徐行**して進行しなければならない。

ただし、普通自転車指定通行部分を通行する歩行者や通行しようとする歩行者がいなときは、徐行せずに、歩道の状況に応じた**安全な速度と方法で通行**できる。

普通自転車通行指定部分を徐行



※ 歩道の状況に応じた安全な速度とは（交通の方法に関する教則）すぐに徐行に移ることができるような速度